

債権管理・回収（基礎）研修

目 標	自治体債権（自力執行権のない公債権、私債権）の管理・回収に必要な基礎的知識、方法について体系的な習得を図る。		
対 象 者	債権管理・回収に携わる職員		36人
期 間	令和7年 6月23日（月）～25日（水）		3日間
科 目	研修方法	時間	概 要
債権管理総論	講義	3	債権管理の基本原則、債権の意義・発生、公債権と私債権の区分、日常の債権管理、自治法・施行令と民商法との関係
法令に基づく債権管理	〃	3	滞納の発生とその対応、督促の方式・内容、納付交渉、徴収緩和（履行延期特約等及び徴収停止）、債権申出・保全手続
担保・保証	〃	2	債権担保の意義、保証の機能及びこれらがある場合の債権管理
相続、倒産、徴収不能債権の取扱い	〃	2	債務者について相続があった場合の対応、倒産手続の概要とその対応、回収不能となった債権の取扱い
時効管理	〃	2	時効制度、地方公共団体の債権の消滅時効、時効管理の実際
裁判所の利用 財産の所在の把握	〃	3	裁判所における手続きの概要、各種債務名義取得手続（訴訟、支払督促等）とそれぞれの特徴、強制執行手続の概要
演習	グループ ワーク	3	事例を用いた自治体債権管理・回収に関するグループワーク
合 計		18	
講師（予定）	<ul style="list-style-type: none"> ○債権管理総論 千葉県弁護士会 弁護士 伊 藤 義 文 ○法令に基づく債権管理 千葉県弁護士会 弁護士 大 杉 洋 平 ○相続、倒産、徴収不能債権の取扱い 千葉県弁護士会 弁護士 久 保 隼 哉 ○担保・保証 千葉県弁護士会 弁護士 鈴 木 康 太 ○時効管理 千葉県弁護士会 弁護士 山 口 祐 輔 ○裁判所の利用、財産の所在の把握 千葉県弁護士会 弁護士 東 耕 三 ○演習 千葉県弁護士会 弁護士 伊 藤 義 文 千葉県弁護士会 弁護士 大 杉 洋 平 千葉県弁護士会 弁護士 久 保 隼 哉 千葉県弁護士会 弁護士 鈴 木 康 太 千葉県弁護士会 弁護士 山 口 祐 輔 千葉県弁護士会 弁護士 東 耕 三 		

研修日程

	9:40	9:50	11:40	12:40	16:30
1日目	オリエン テーション	研修	昼食	研修	
2日目	/	研修	昼食	研修	
3日目	/	研修	昼食	研修	